

# 実務の落とし穴はどこにある?

強制執行にかかる費用は?

必要なのはどの証書?

何が瑕疵になるの?

つまずかない弁護士になる!

こんなところでつまずかない!

# 不動産事件21のメソッド

東京弁護士会 親和全期会 編著

A5判／224頁 定価：本体2,500円+税

## 本書の特色

- ◆不動産事件の対応に自信がない、身边に相談できる先輩がない若手弁護士のために、先輩弁護士が自身の体験談を紹介するアドバイスブック!
- ◆不動産事件を扱う際、実務でどのようなことにつまずきやすいかを、現役先輩弁護士の体験を追体験することで学べる書籍!
- ◆「不動産関係の資料とその収集方法」、「第三者が目的外動産を回収できるか」等について解説したコラムも多数掲載!
- ◆ベテラン弁護士への一步を踏み出す支援書!

東京弁護士会 親和全期会  
編著

## 不動産事件 21のメソッド

こんなところでつまずかない！

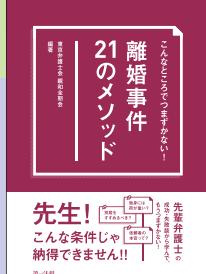
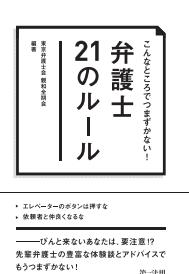
シリーズ  
第4弾

第一法規

## 実務の落とし穴は どこにある?

強制執行にかかる費用は?  
必要なのはどの証書?  
何が瑕疵になるの?

先輩弁護士の  
成功・失敗から学んで  
もうつまずかない！



## 姉妹書

- 『こんなところでつまずかない！弁護士21のルール』  
『こんなところでつまずかない！交通事故事件21のメソッド』  
『こんなところでつまずかない！離婚事件21のメソッド』

東京弁護士会 親和全期会 編著 も好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 TEL 010-8560

<http://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

## ▶ 登記も弁護士の仕事？

—不動産を取り扱う以上、登記の問題を避けて通ることはできない。適切な登記まで完了しなければ、依頼者が目的を達成できることも多い。登記については専門家である司法書士任せにしてしまいがちだが、弁護士が主体的に判断や対応をしなければならない場合もある。登記で痛い目をみないよう、ある程度アンテナを張っておくことは不可欠である。

## 体験談 1

## 安直に訴訟を選んで失敗……

弁護士 8年目 男性

登記の訴訟といえば、苦い思い出があります。駆け出しの頃に個人受任した事件です。

受任のきっかけは、知り合いの司法書士からの紹介でした。依頼者が相続した土地建物を売ろうとしたら、実は土地の一部の名義が別人になっていたので、時効取得して、まずは自分の名義にしたいということ

## 体験談 2

## リゾート会員権に潜む買

弁護士 7年目 女性

## あれ？ 登記が移せない！？

弁護士を統けていると、次第に他士業の先生の知り合いも増えていくかと思います。そのうち、自身の仕事のスリム化や、「餅は餅屋」「持ちつ持たれつ」等のいろいろな思惑から、例えば税の問題は税理士に、登記の問題は司法書士に、定款や在留許可の関係は行政書士に等、他の士業と連携し、法的に難しい部分について弁護士が担当することになっていくことも、特に個人で仕事をとっている弁護士には多いのではないかでしょうか。今回の体験談は、お付き合いのある司法書士から、ある日急に舞い込んできた相談です。

いつものように仕事をしていると、お付き合いのある司法書士から私に連絡がありました。第一声は、「先生、私が今抱えている案件なのですが、登記を移転することができないのです。どうしましょう？ 遺産分割協議書を再度作らないといけないのでしょうか？」でした。それから、さらに詳しく話を聞いてみると、何とも難しい内容の相談だったのです。

## 分割協議のやり直し！？

遺産分割協議書が作成されているのであれば、協議書の中に不動産の

## ワンポイントアドバイス

- 不動産が関わる法的問題では登記手続きを意識することが重要です。契約書の文言の1つひとつにも細心の注意を払いましょう。思わぬ責任追及を受けてしまう可能性があります。
- 登記に関することであっても、司法書士の決めた方針が常に正しいとは限りません。弁護士の観でも、ある程度の吟味はするようにしましょう。依頼者のことを考え、細かな部分こそ面倒くさがらずに検討することが「できる」弁護士への第一歩につながります。
- 登記に関する資料はどのようなものがあるのか、どのようにして取得することができるか、その資料をどのように読みかのスキルは、弁護士の大切な武器となります。資料のもつ意味や利用場面、方法等また

# 先輩弁護士の成功・失敗談から学んで、不動産事件で、もうつまずかない！

## Contents

## Method 01 ▶ 手続選択 訴訟だけがすべてじゃない

## Column ▶ 手続期間

## Method 02 ▶ 証拠収集 証拠にご用心

## Column ▶ 不動産関係の資料の内容と収集方法

## Method 03 ▶ 不動産売買の瑕疵担保 「瑕疵」はむずかしい？

## Column ▶ 財団放棄物件

## Method 04 ▶ 建築紛争・建築瑕疵 逃げるな建築紛争

## Method 05 ▶ 共有 物は共有、意思も共有？

## Column ▶ 現地調査

## Method 06 ▶ 特殊な不動産 農地赤道のトリセツ

## Column ▶ 民法改正と瑕疵担保責任

## Method 07 ▶ 不動産取引 珍しい不動産取引には万全の準備を

## Column ▶ 不動産の売買にかかる費用

## Method 08 ▶ 賃貸借契約書 たかが契約書、されど契約書

## Method 09 ▶ 賃貸借と使用貸借の区別 なめるな使用貸借

## Method 10 ▶ 賃貸借の賃料 とる？とらない？鑑定評価

## Method 11 ▶ 仮処分 自由な発想でいこう

## Method 12 ▶ 賃貸借の債務不履行I 賃料不払い～それぞれの立場～

## Method 13 ▶ 賃貸借の債務不履行II 大家はつらいよ

## Column ▶ 契約破棄

## Method 14 ▶ 信頼関係破壊 甘くみるなよ信頼関係

## Column ▶ 民泊から考える弁護士のアドバイス

## Method 15 ▶ 賃貸借の明渡し お願いだから出て行って

## Method 16 ▶ 明渡しの断行 餅は餅屋

## Column ▶ 建物明渡しと弁護士の立会い

## Method 17 ▶ 借地 強い？弱い？借地権

## Column ▶ 建物明渡しの強制執行にかかる費用

## Method 18 ▶ 販売・仲介業者の責任追及 追えない負わない仲介業者

## Method 19 ▶ 境界確定訴訟・筆界特定制度 境界紛争は怖くない

## Method 20 ▶ 登記 登記も弁護士の仕事？

## Column ▶ 不動産登記の事前準備

## Column ▶ 登記の見方、関係業種、依頼のタイミング

## Method 21 ▶ 不動産強制執行 億るなかれ、強制執行

## Column ▶ 第三者が目的外動産を回収できるか？

詳細・お申し込みはコチラ

&lt;クレジットカードでもお支払いいただけます&gt;



第一法規 不動産事件21

検索

CLICK!